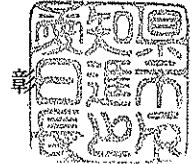




19日建第 64号
平成19年5月8日

国土交通省道路局長 様

愛知県日進市長 佐 護



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について（回答）

このことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 意見

本市の道路整備計画の骨格を形成する考え方としては、市の南北方向、東西方向の通過交通及び都市間交通を渋滞なくスムーズに走れる機能を有し、市内に分散立地する市街地や集落地相互の交通流動を円滑に処理する機能を有した都市計画道路等の整備・改善を図ることである。また、幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備にあたっては、地域との連携を図りながら道路整備を推進し、生活環境の整備を図っていくとともに不要な通過交通等の進入を抑制するような交通誘導施策の実施等により、快適で安全性に配慮した道路環境整備を図ることが必要であり、国土交通省の道路整備の中期的な計画の作成のあたっての意見とします。